

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 市民生活安定のための緊急措置

第2章 災害復旧事業

第3章 災害復興事業

第1章 市民生活安定のための緊急措置

項 目	担 当
第1節 被災者の生活確保	企画財務部、市民文化部、福祉部、事務局、関係機関
第2節 農水産業関係対策	経済観光部
第3節 中小企業関係対策	経済観光部
第4節 義援金品の受入れ・配分	企画財務部、事務局
第5節 観光危機対策	経済観光部

第1節 被災者の生活確保（担当：企画財務部、市民文化部、福祉部、事務局、関係機関）

第1 被災者の生活確保に関する対応

機関名	取 扱 内 容 等
市 (福祉部、 こどもみらい部、 各所管部)	(1) 災害弔慰金等の支給 ①災害弔慰金 「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した、「那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。 ②災害障害見舞金 災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した、「那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害障害見舞金を支給する。 ③災害見舞金 市民が災害を受けた場合、「那覇市災害見舞金支給要綱」の規定に基づき災害見舞金を支給する。 (2) 援護資金・住宅資金等の貸付け ①災害援護資金 災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の規定に基づき制定した、「那覇市災害弔慰金の支給等に関する条例」により、災害援護資金の貸付けを行う。 ②住宅復興資金 沖縄振興開発金融公庫が「沖縄振興開発金融公庫法令」に基づき行うり災者向け低利融資制度で、災害により住宅に被害を受けた場合に、次の融資を県と協力して行う。 ・災害復興住宅建設資金 ・補修資金 ・個人住宅（特別貸付）建設資金 ③母子寡婦福祉資金 被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払い猶予等の特別措置を講じる。 ④各種貸付

機関名	取 扱 内 容 等
	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。 (3) その他 ①日赤による災害救援物資、救援金の支給 日赤沖縄県支部では、被災者に対し、災害救援物資、救援金の配布を行う。
市社会福祉協議会	(1) 生活福祉資金 生活福祉資金は、県社会福祉協議会が実施している「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に貸付けを行う制度である。なお、市条例に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。
県	(1) 労働保険料等の徴収の猶予 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 ①納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が、納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 ②制度の周知徹底 市町村及び労働保険事務組合等関係団体に対しても、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。 (2) 被災者生活再建支援金の支給 「被災者生活再建支援法」の規定に基づき、収入合計額等の一定の条件を満たした被災世帯に被災者生活再建支援金を支給する。
国 (公共職業安定所)	(1) 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出席できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行う。 (2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に指定された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給する。 (3) 雇用調整助成金の特例適用の要請 次の休業等をさせる場合、休業手当にかかる賃金負担の一部を助成できるよう、厚生労働省へ要請する。 ①被災地域の事業主が労働者を休業させる場合 ②被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合 ③被災地域の事業主が新卒者等の内定取消の回避を図る場合
日本郵便 沖縄支社 (各郵便局)	(1) 被災者に対する通常葉書・郵便書留の無償交付 (2) 被災者の差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者救援用寄付金送付のための郵便振替料金免除 (5) 郵便貯金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、払い戻し等の便宜処置を行う。 (6) 簡易保険・郵便年金関係 取扱局、取扱期間、取扱業務の範囲を指定して、保険金・貸付金等の支払

機関名	取扱内容等
	い、保険料等の払込みの際、適宜処置を行う。
日本放送協会 (沖縄放送局)	(1) NHK厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施。また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 (2) 被災者の受信料免除 (3) 状況により避難所へ受信機を貸与する。
沖縄電力	(1) 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸 (2) 不使用月の基本料金の免除 (3) 建替等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。） (4) 応急仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費等の免除 (5) 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除 (6) 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金清算の免除 (7) 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除
沖縄ガス	(1) 被災者のガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸 (2) 事業区域外の被害被災者が区域内に移住していた場合も、前記(1)を適用する。

【資料編】12-8 那覇市災害見舞金支給要綱

第2 租税の徴収猶予及び減免等

1 市税

市民税等の減免、市税期限の延長及び徴収猶予は、企画財務部が担当する。

(1) 期限の延長

市長は、災害が発生した場合もしくは災害が予想される場合には、その発生した災害の規模、または予想される災害の規模、種類、発生時間等に応じて必要な防災体制をとるために配備要員を招集する。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、地方税法第15条に基づきさらに1年以内の延長を行う。

(3) 減免

被災した納税（納付）義務者に対し、該当する各税目等について、次により減免を行う。

税 目	減 免 の 内 容
個人の市民税 (個人の県民税を含む。)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
事業所税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
介護保険料	徴収猶予や保険料の減免を行う。
後期高齢者医療保険料	徴収猶予や保険料の減免を行う。

2 県税・国税

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予並びに減免の措置を災害の状況により実施する。

第3 職業の斡旋

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、次の措置を行い、離職者の早期就職の斡旋を行う。

【斡旋時の留意事項】

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等の活用

第4 災害相談の実施

被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

相談窓口については、第3編 第12章「第10節 災害時総合相談窓口業務」を参照する。

第5 災害広報の実施

被災者の生活の確保に関する広報活動については、本部設置期間中は第3編「第3章 災害時の広報」により行い、本部廃止後においては市ホームページ及び広報紙「市民の友」もしくはチラシの配布等により行う。

第6 り災証明書の発行

住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第7 住宅の復旧

大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設する。

第8 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度について周知に努める。

第2節 農水産業関係対策（担当：経済観光部）**第1 融資**

経済観光部は、県の協力のもと、被災した農水産漁業関係者に対する次の災害復旧融資制度の広報と適用促進を行う。

【災害復旧融資制度】

- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）による災害経営資金及び災害事業資金
- 沖縄振興開発金融公庫による農林漁業セーフティネット資金等

第2 融資対象外の災害

天災融資法が適用されない災害に対しては、「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」を適用し、低利の資金を融通して農業経営の維持安定を図る。

第3節 中小企業関係対策（担当：経済観光部）**第1 融資**

経済観光部は、県・国に対して、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るための、復旧に必要な資金並びに事業費の融通が迅速かつ円滑に行われるよう促進する。また、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を行う。

【活用可能な資金】

- 日本政策金融公庫資金
- 商工組合中央金庫資金

第2 資金需要の把握連絡通報

市及びその他の関係機関は、中小企業関係の被害状況について調査し、県へ連絡通報する。

第4節 義援金品の受入れ・配分（担当：企画財務部、事務局）

本節については、第3編 第12章「第9節 義援物資・義援金の受入れ・配分」を参照する。

第5節 観光危機対策（担当：経済観光部）**第1 情報の収集及び発信**

経済観光部は、観光産業の早期復興を図るため、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連

携し、営業が困難な観光関連施設、宿泊施設等の被害・復旧状況等を収集するとともに、被害の少ない施設や影響のない施設等については、観光客の受け入れが可能である旨の情報を発信する。

- 現地調査や聞き取り調査による市内の主要観光関連施設、宿泊施設の状況の確認
- 県が実施した国内外市場調査や観光関連産業の現状調査等に関する情報の収集
- 市ホームページやSNS等を活用し、市内観光産業の回復情報等を発信

第2 プロモーション活動等の実施

経済観光部は、市内の観光産業の早期復興を図るための誘客プロモーション活動等を実施する。観光事業者の事業継続支援等を実施する。

- 県やOCVBと連携した国内、海外における観光誘客プロモーション活動の実施
- 観光商品造成に向けた旅行業界との連携協力体制の確立

第3 緊急融資支援等の実施

経済観光部は、観光関連団体・事業者等と連携し、観光危機で被害を受けた地域の観光産業の早期復興、事業継続支援等を実施するとともに、従業員の雇用継続及び観光人材育成等の支援を実施する。

- 国や県の実施する融資や補助金制度等が設立された際の窓口業務を担当する。
- 観光産業に重大な損失が生じる状況にあると判断された場合には、国や県、民間団体等に協力を求め、融資や補助金制度等の設立を検討する。
- 観光危機により観光施設等が損傷、または各種の事情により休業等に至った場合において、従業員の雇用を可能な限り継続させるための支援を実施する。

第2章 災害復旧事業

項 目	担 当
第1節 激甚法による災害復旧事業	各部
第2節 その他の法律による災害復旧事業	各部

第1節 激甚法による災害復旧事業（担当：各部）

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、被害状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

いち早い災害復旧のために、地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されており、国により激甚災害に指定された場合は、国が地方公共団体に対して特別の財政援助または被災者に対する特別な財政措置を行う。市域に発生した災害が激甚災害に指定された場合は、激甚法による措置により復旧事業を行う。

【激甚法による財政援助】

項 目	内 容
公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助	1 公共土木施設災害復旧事業 2 公共土木施設災害関連事業 3 公立学校施設災害復旧事業 4 公営住宅災害復旧事業 5 生活保護施設災害復旧事業 6 児童福祉施設災害復旧事業 7 養護・特別養護老人ホーム災害復旧事業 8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業 9 障がい者支援施設等災害復旧事業 10 婦人保護施設災害復旧事業 11 感染症指定医療機関災害復旧事業 12 感染症予防事業 13 堆積土砂排除事業 14 湛水排除事業
農林水産業に 関する特別の 助成	1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 3 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 5 森林災害復旧事業に対する補助 6 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 7 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 8 共同利用小型漁船の建造費の補助

項 目	内 容
中小企業に関する特別の助成	1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 3 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 4 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 5 水防資材費の補助の特例 6 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2節 その他の法律による災害復旧事業（担当：各部）

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するための所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施を図る。国が激甚法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等及び根拠法令は、次に示す。

【その他の法律等による財政援助等】

根拠法令等	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、道路、港湾、漁港、下水道、公園等の公共土木施設の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障がい者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	障がい者支援施設等復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第3章 災害復興事業

項 目	担 当
第1節 災害復興事業の推進	環境部、都市みらい部、まちなみ共創部、事務局

第1節 災害復興事業の推進（担当：環境部、都市みらい部、まちなみ共創部、事務局）

第1 復興体制

大規模な災害後は、市長を本部長とする「那覇市災害復興本部」を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害後復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業については、復興のための都市づくりをはじめとし、経済復興、市民生活再建等、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1 復興計画の作成

災害復興基本計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、あわせて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画も促進する。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理については、第3編 第14章「第4節 災害廃棄物の処理」を参照する。また、廃棄物処理施設は、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

3 防災まちづくり

市は、防災まちづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川及び港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民の合意を得るように努める。あわせて、女性や子ども、高齢者、障がい者、性的少数者等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

4 特定大規模災害時の復興方針等

特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて県と協同して復興計画を策定する。また、復興協議会を組織して復興整備事業の認許可の緩和等の特別措置

の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興報に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第2 都市復興の推進

災害復興事業のうち都市づくりに関する分野の復興については、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう、被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。